

## － 審査事務規程の一部改正について（第3次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、平成28年10月11日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
  - 自動車の直前及び側方の視界を確保するために備えられた鏡又はカメラについて、その性能を損なわないよう、取付方法等に関する要件を規定します。（7-100、8-100）
  - 昼間走行灯（デイトムランニングランプ）にかかる規定を新設し、要件に適合するものについては、300カンデラを超えたものであっても自動車の備えることができることとします。（7-72の2、7-92、8-72の2、8-92）
  - ドライバー異常時対応システムを搭載した自動車について、車外報知のための電光表示器を設置することや、緊急停止時に限って制動灯等を点滅させることができることとします。（7-84、7-85、7-89、7-92、8-84、8-85、8-89、8-92）
  - 各項において、基準に適合するものとして「共通構造部指定を受けた装置」を追加します。
2. 専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車に備える積載物の飛散を防止するための装置について、要件を規定します。（7-49、8-49）
3. その他、用語の定義の拡充、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区本塩町8-2住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347